

議会運営委員会次第

平成25年6月11日（火）

午前10時～

第3・4委員会室

開会【10:00】

1 平成25年第2回定例会の運営について【10:00～11:20】

- (1) 会期の決定について
- (2) 議案の取り扱いについて
- (3) 電子採決に関する留意事項について
- (4) 議事日程表について
- (5) 放射能問題、災害対策、地域防災に関する事項の調査の件（特別委員会報告）について
- (6) 議員定数等に関する検討協議会の調査事項について
- (7) 発議第10号「議員定数等に関する特別委員会」の設置について」
- (8) 発議第11号「市民総合体育館建設に関する特別委員会」の設置について」
- (9) 議会広報広聴特別委員会委員の選任について
- (10) つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員の選任について
- (11) 全国市議会議長会の表彰について
- (12) 追加議案について
- (13) 一般質問通告書について
- (14) 請願・陳情について
- (15) 意見書等の取り扱いについて

2 その他【11:20～12:00】

- (1) 今後の議会運営委員会の進め方について
- (2) 議会視察の対応について
- (3) その他

閉会【12:00】

平成25年流山市議会第2回定例会会期日程表(案)

別紙1

平成25年6月 日提出

月	日	曜日	内 容
6月	13日	木	本会議 午前10時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第48号から議案第55号まで 報告第6号から報告第15号まで (議案上程・提案理由説明及び報告) 4 議案第48号 (質疑・委員会付託) 5 議案第48号 (委員長報告・質疑・討論・採決) 6 放射能問題、災害対策、地域防災に関する事項の調査の件(特別委員会報告) 7 議員定数等に関する検討協議会の調査事項について 8 発議上程 (提案理由説明・採決・委員の選任) 9 議会広報広聴特別委員会委員の選任について 10 つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員の選任について 11 休会の件
	14日	金	休会 (議案研究)
	15日	土	
	16日	日	
	17日	月	
	18日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	19日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	20日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	21日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第56号、議案第57号 (議案上程・提案理由説明) 3 議案第49号から議案第57号まで (質疑・委員会付託) 4 議案上程 (提案理由説明・採決) 5 請願・陳情の件 (委員会付託) 6 休会の件
	22日	土	休会 (議案研究)
	23日	日	
	24日	月	
	25日	火	
	26日	水	
	27日	木	
	28日	金	
	29日	土	
30日	日		
1日	月	休会 (総合調整)	
2日	火	休会 (総合調整)	
7月	3日	水	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決) 2 議案上程 (提案理由説明・採決) 3 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任について 4 発議上程 (提案理由説明・討論・採決) 5 所管事務の継続審査の件

6月4日(火) 全議員に対する
 議案説明会、全員協議会
 【午後1時30分～】
 6月6日(木) 平成25年
 第2回定例会招集告示
 6月7日(金) 一般質問通告受付
 【午前8時30分～午後5時15
 分】
 6月10日(月) 一般質問通告受
 付【午前8時30分～正午】
 6月11日(火) 議会運営委員会
 【午前10時～】
 6月21日(金) 議会運営委員会
 【午前9時～】
 7月3日(水) 議会運営委員会
 【午前10時～】

平成25年流山市議会第2回定例会議案付託表

平成25年6月13日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第48号	平成25年度流山市一般会計補正予算 (第2号)

平成25年流山市議会第2回定例会議案付託表

平成25年6月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第49号	平成25年度流山市一般会計補正予算(第3号)
	※議案第56号	財産の取得について((仮称)新市街地区小中学校併設校等用地)
	※議案第57号	財産の取得について((仮称)新市街地区小中学校併設校校舎等)
教育福祉委員会	議案第50号	流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第51号	流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第52号	流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設委員会	議案第53号	流山市運河駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
	議案第54号	市道路線の認定について
	議案第55号	区域を越える野田市道路線の廃止に関する承諾について

※付託日に追加上程予定

平成 2 5 年流山市議会第 2 回定例会

委員会審査報告書
(6月13日先議案分)

平成25年6月13日

流山市議会議長 海老原 功一 様

総務委員長 松田 浩三

総務委員会審査報告書

平成25年流山市議会第2回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第48号	平成25年度流山市一般会計補正予算(第2号)		

平成 25 年流山市議会第 2 回定例会日程表 (第 1 号)

平成 25 年 6 月 13 日
午前 10 時 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 議案第 48 号 平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 49 号 平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 3 号)
議案第 50 号 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 51 号 流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52 号 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 53 号 流山市運河駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
議案第 54 号 市道路線の認定について
議案第 55 号 区域を越える野田市道路線の廃止に関する承諾について
(議案上程・提案理由説明)

- 報告第 6 号 継続費繰越計算書について (一般会計)
報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について (一般会計)
報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書について (一般会計)
報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について (土地区画整理事業特別会計)
報告第 10 号 事故繰越し繰越計算書について (土地区画整理事業特別会計)
報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書について (公共下水道特別会計)
報告第 12 号 事故繰越し繰越計算書について (公共下水道特別会計)

- 報告第13号 繰越計算書について（水道事業会計）
報告第14号 専決処分の報告について
報告第15号 専決処分の報告について
（説明）
- 第4 議案第48号 平成25年度流山市一般会計補正予算（第2号）
（質疑・委員会付託）
- 第5 議案第48号 平成25年度流山市一般会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第6 放射能問題、災害対策、地域防災に関する事項の調査の件（特別委員会報告）
- 第7 議員定数等に関する検討協議会の調査事項について
- 第8 発議第10号 「議員定数等に関する特別委員会」の設置について
（議案上程・提案理由説明・採決・委員の選任）
- 第9 発議第11号 「市民総合体育館建設に関する特別委員会」の設置
について
（議案上程・提案理由説明・採決・委員の選任）
- 第10 議会広報広聴特別委員会委員の選任について
- 第11 つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員の選
任について
- 第12 休会の件

平成25年6月4日

流山市議会議長 海老原 功一 様

放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会
委員長 松田 浩三

委員会報告書

本特別委員会に付託されました事項について、流山市議会会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 調査事項

- (1) 放射能問題に関する事項
- (2) 災害対策に関する事項
- (3) 地域防災に関する事項

2. 特別委員会の設置

(1) 設置議案

松尾澄子議会運営委員長（当時）から提出があり、全会一致で可決される。

(2) 委員会の定数及び委員の氏名

定 数 9名（平成23年9月9日～平成24年10月31日）

8名（平成24年10月31日～現在）

委員長 松田 浩三（平成23年9月9日～現在）

副委員長 笠原 久恵（平成23年9月9日～現在）

委 員 菅野 浩考（平成23年9月9日～現在）

加藤 啓子（平成23年9月9日～現在）

斉藤 真理（平成23年9月9日～現在）

阿部 治正（平成23年9月9日～平成24年10月31日）

宮田 一成（平成23年9月9日～現在）

中川 弘（平成23年9月9日～現在）

乾 紳一郎（平成23年9月9日～現在）

(3) 調査期間

当該調査が終了するまで設置されるものとし、閉会中においても継続して調査をするものとする。

3. 開催状況

■平成23年第3回定例会

開催日：平成23年9月9日

同日、議会運営委員長から提出された発議第22号「『放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会』の設置について」が全会一致で可決される。

■第1回委員会

開催日：平成23年9月9日

案 件：正・副委員長互選

内 容：委員長に松田浩三委員、副委員長に笠原久恵委員が選任される。

委員 菅野浩考、加藤啓子、斉藤真理、阿部治正、宮田一成、中川弘、乾紳一郎、
以上9名

■第2回委員会

開催日：平成23年9月16日

案 件：陳情第9号「放射線対策に関する陳情書」

内 容：上記陳情の審査。

■第3回委員会

開催日：平成23年9月30日

案 件：(1) 発言の取消について

(2) 放射性物質汚染対処特措法における適切な環境省令基準を設けることを求める意見書(案)について

(3) その他

■第4回委員会

開催日：平成23年11月15日

案 件：(1) 陳情第9号の陳情者から提出された要望事項に対する執行部の回答

(2) その他

■第5回委員会

開催日：平成23年12月12日

案 件：(1) 現在の放射能対策の状況と近隣市の対応について

(2) その他

ア 「千葉県東葛地域の実情に応じた放射性物質汚染対処特措法の運用を求める意見書(案)」について

■第6回委員会

開催日：平成24年3月13日

案件：陳情第5号『「市民のため新たな食品の放射能測定対策を強化すること」に関する陳情書』

■第7回委員会

開催日：平成24年4月27日

案件：(1) 除染の進捗状況について
(2) 市内農産物及び学校給食に係る食品中の放射性物質の新基準への対応状況について
(3) その他

■第8回委員会

開催日：平成24年5月31日

案件：(1) 流山市地域防災計画の修正について
(2) その他

■第9回委員会

開催日：平成24年7月4日

案件：(1) 除染の進捗状況について
(2) 流山市地域防災計画の修正に対する指摘・要望事項について
(3) その他

■第10回委員会

開催日：平成24年7月23日

案件：(1) 流山市地域防災計画の修正に対する指摘・要望事項について
(2) 所管事務調査（行政視察）について
(3) その他

■第1回協議会

開催日：平成24年9月12日

案件：(1) 平成25年度議会費予算要望について
(2) その他

■第11回委員会

開催日：平成24年10月3日 委員会

案件：(1) 流山市地域防災計画の修正について

- (2) 除染の進捗状況について
- (3) 所管事務調査（行政視察）について
- (4) その他

■委員の異動

届出日：平成24年10月31日

内 容：会派の異動に伴い阿部治正委員より辞任届が提出される。

■第12回委員会

開催日：平成24年12月12日 委員会

案 件：陳情第17号「放射線の被曝に対する長期的、効率的な検査体制に関する陳情書」陳情第19号『「子ども被災者支援法」地域指定への働きかけと、効率的な検査体制確立の陳情書』審査

■第13回委員会

開催日：平成25年3月15日

案 件：(1) 手賀沼流域下水道終末処理場の一時保管場所への搬出について
(2) 中間報告について
(3) その他

■平成25年第1回定例会

開催日：平成25年3月22日

案 件：本会議において、松田委員長より中間報告を実施

■第2回協議会、第14回委員会

開催日：平成25年6月4日

案 件：(1) 調査終了に係る委員会報告について

4. 委員派遣

■第1回行政視察

開催日：平成23年9月16日

視察地：本市クリーンセンター、エコセンター

案 件：放射能汚染への対応状況について

■第2回行政視察

開催日：平成24年11月5日～4日

視察地：兵庫県西宮市、滋賀県大津市

案 件：被災者支援システムについて（西宮市）
大津市防災対策推進条例について（大津市）

5. 意見書等

■千葉県東葛地域の実情に応じた放射性物質汚染対処特措法の運用を求める意見書
平成23年第4回定例会において全会一致で可決される。

■地域防災計画の修正に対する指摘・要望事項（議会全体の合意事項）

平成24年は地域防災計画の修正の年であり、修正に対して指摘・要望事項を取りまとめ、議長を經由し市長に提出した。

発議第 22 号

「放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会」の設置について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出しま
す。

平成 23 年 9 月 9 日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由 東日本大震災に伴う放射能問題や災害対策等への対応が急務で
あることから、「放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会」を
設置するためである。

「放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会」の設置について

- 1 本議会は、地方自治法第110条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員9名からなる「放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会」を設置する。
- 2 本議会は、「放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会」に対し次の事項を付託する。
 - (1) 放射能問題に関する事項
 - (2) 災害対策に関する事項
 - (3) 地域防災に関する事項
- 3 調査期間
上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

発議第 4 1 号

千葉県東葛地域の実情に応じた放射性物質汚染対処特措法の運用を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により
提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日提出

提 出 者

放射能問題及び災害対策等

に関する特別委員会委員長 松田 浩三

千葉県東葛地域の実情に応じた放射性物質汚染対処特措法の運用を求める意見書

8月30日に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（略称放射性物質汚染対処特措法）」による対応の基本方針が11月11日に閣議決定された。その内容は残念ながら首都圏のホットスポットとして日々その対応に追われている当流山市を始めとする東葛地域の現状を打開するには程遠い内容であると言わざるを得ない。

また、特別措置法の施行日が平成24年1月1日となった背景は、所轄官庁である環境省における準備期間を確保するためであり、施行日を由に国の責任を放棄することがあってはならない。

よって東葛地域の現状に即した以下の対応を強く要望するものである。

- 1 国庫による除染対象となる基準である地上1mの毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ は、市民の安心安全を実現するには不十分である。より厳しい基準を設定するとともに、特に子供の生活環境にかかわる基準についてはさらに踏み込んだ設定をすること。
- 2 除染作業、特に子供の生活環境における除染作業を早期に実施せざるを得なかった各地方自治体の状況を鑑み、特別措置法の施行日平成24年1月1日以前に実施した除染作業の費用についても国庫による負担とすること。
- 3 指定廃棄物となる放射性物質が $8,000\text{Bq/Kg}$ を超える焼却灰の当該地方自治体による保管は限界に達している事から、早急に一時保管場所を国の責任において確保すること。
- 4 特別措置法の施行期日が目前に迫っているにも拘らず、国の除染計画が未だに提示されていない。市町村の一刻も早い対策を可能とするために、早急に国の除染計画を提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
環境大臣 細野 豪志 様

千葉県流山市議会

平成24年度

放射能問題及び災害対策等に関する特別委員会

(流山市地域防災計画の修正)

指摘・要望事項

(議会全体の合意事項)

流山市議会

(地震災害対策編)

- (1) 流山市の地図を使うときは、主要道路や鉄道などを入れ、区割りが学校区単位であることを分かりやすく表記されたい。
- (2) 防災行政無線の有効性の再検証をされたい。
- (3) 自主防災組織の組織率を拡大し地域間の格差を解消し、マンネリ化しがちな防災訓練の内容を見直しさらに活動を積極化される方策を採られたい。
- (4) 要援護者避難支援プランの整備と、有事の際に実際に機能するかどうかボランティア団体、自治会や関係機関等の役割の再確認をされたい。
- (5) 東京湾北部地震では、約 800 人の負傷者が予想されているが、具体的に収容し応急手当等を行う場合の救護所の設置についても具体的に想定されたい。
- (6) 東南海地震や、近隣県における地震を原因とする災害に見舞われる確率もきわめて高い震度 5 強、震度 6 弱、震度 6 強など、それぞれの被害想定を、液状化、家屋の損壊、火災、崖くずれなど、具体的にシミュレーションし、危険な地域に暮らす市民の方々に、我が家の耐震性に関心をもって頂くことで、耐震診断、耐震工事を更に啓発されたい。

- (7) MCA 無線、防災ラジオなど、防災行政無線を補完するシステムを導入されたい。
- (8) 自治会に推進員などを置き、その人が登録を助けるなど、「安心メール」の登録を増やす方策をとられたい。
- (9) 避難所には通信施設（公衆電話など）や、防災倉庫があるべきであり、防災倉庫の内容とともに一覧表を掲載されたい。
- (10) 災害が発生した場合、地域で女性が行き止まりの方策なども具体的に明記されたい。
- (11) 隣接市だけでなく、姉妹都市及び災害協定締結市等とのかわりについても記載されたい。
- (12) 事業継続計画(BCP)について期限を定めて策定されたい。
- (13) 避難時にはお薬手帳を持参するように注意喚起されたい。
- (14) 飲料用井戸の増設、飲料水供給体制の更なる整備をされたい。
- (15) 地域防災計画を修正した場合は、後日県と市民へ報告されたい。
- (16) 災害時外国人支援センターを設置して、国際交流協会との連携をはかり、外国語の通訳・翻訳を行い、行政情報の情報提供に務められたい。

- (17) 飼い主の被災等により、ペットが逃げ出した場合の対応として、捕獲した時に、飼い主が速やかにわかるよう、ICチップ登録を啓発されたい。
- (18) ペット同伴の避難についてのマニュアルは、獣医師や、動物愛護の団体等とも連携をはかり、策定されたい。
- (19) 宮崎県高鍋町のように災害時の要援護者や、被災者の各種手続きを円滑に行うため、「要援護者管理システム」と、「被害者支援システム」を本市においても、検討、導入されたい。
- (20) 防災行政無線の設置場所を、市民に周知されたい。
- (21) 緊急放送を意味する音が流れることで、市民の注意を防災行政無線に向ける効果もあり、一般のお知らせ放送と、緊急性の高い放送と、アナウンスの前に流す音に工夫をされたい。
- (22) 休日、夜間に地震が発生した場合の職員の人員配置体制とマニュアルを具体的に明示されたい。
- (23) 市内の各自治会ごとに地域防災リーダーの育成を強化し、市長が委託されたい。
- (24) 最低市内4カ所に平成26年度までに防災公園を配備されたい。
- (25) [災害予防計画、第3節自主防災組織の整備] 自主防災

組織の現状について市は正確に把握するとともに、各組織の実態について市民に公表されたい。防災リーダーの育成のため、防災まちづくり講座を開催されたい。

(26) 各自治会に防災倉庫を設置する補助制度を創設されたい。

(27) [総則、第6節想定地震と被害想定(5)火災被害]の算定根拠が不明である。例えば、東部地域・向小金地区では焼失棟数がないとされているが、狭隘道路で家屋が密集している同地域は、地震のときには火災がひろがる可能性が高いと思われる。地域住民の実感ともかい離しており、算定根拠を明らかにされたい。

(28) [総則、第7節減災目標の設定、1短期的な目標]は平成30年までの目標だが、2長期的な目標の(1)安全で災害に強いまちづくりのア、建築物の耐震化の促進では、平成27年までを目標年度としている。「長期的な目標」と「短期的な目標」が逆立ちしており、整合させるべきである。

(29) [災害予防計画、第3節都市防災計画、第1地震火災の防止、3消防力の強化]の常備消防について、最低限でも消防機材や職員数で国の消防力基準を守られたい。

(30) [災害予防計画、第2款防災施設の整備、第1防災拠点等の整備] 避難所となる学校を地域防災センターとして位置づ

け、防災備蓄庫を設置し、災害時には自主防災組織の活動拠点とされたい。

- (31) [災害予防計画、第2款防災施設の整備、第5節避難対策]
震度6強、震度7の地震では大量の避難者が発生すると考えられるが、想定した避難者を収容できるだけの避難所が確保できるよう、民間施設も避難所にできる協定も検討されたい。

(風水害等対策編)

- (1) がれき、流木の運送方法（業者との連携）置き場所を事前に定められたい。
- (2) 江戸川の氾濫以外にも市内の冠水地域対策を早期に完了されたい。

(複合災害対策編)

- (1) 市役所、学校、会社など勤務組織ごとに体制の構築をされたい。
- (2) 絶えず、専門家・被災地の市長・ボランティア経験者等の講習会など、シミュレーション実施し市民の意識を高めるよう努められたい。

協議会報告書

平成25年5月30日

流山市議会議長 海老原 功一 様

議員定数等に関する検討協議会
会長 酒井 睦夫

議員定数等に関する検討協議会報告書

本協議会の調査研究事項について、下記により報告します。

記

1. 調査研究事項

- (1) 議員定数に関する調査研究
- (2) 議員報酬等に関し必要と認める事項の調査研究

2. 協議会の設置

(1) 設置議案

平成25年第1回定例会において、松尾澄子議会運営委員長から発議第3号「協議等の場の設置について」の提出があり、全会一致で可決される。

(2) 協議会の構成員

会 長 酒井 睦夫 (平成25年3月1日から現在)
副会長 乾 紳一郎 (平成25年3月1日から現在)
委 員 笠原 久恵 (平成25年3月1日から現在)
加藤 啓子 (平成25年3月1日から現在)
阿部 治正 (平成25年3月1日から現在)
楠山 栄子 (平成25年3月1日から4月30日)
森 亮二 (平成25年3月1日から現在)
松田 浩三 (平成25年3月1日から現在)
根本 守 (平成25年3月1日から現在)
田中 人実 (平成25年3月1日から現在)

(3) 期間

調査研究が終了する日まで

3. 開催状況

■ 第1回協議会

開催日：平成25年3月1日

案件：正副会長互選

内容：会長に酒井睦夫委員、副会長に乾紳一郎委員が選任される。

■ 第2回協議会

開催日：平成25年5月2日

案件：(1) 議員定数等に関する検討スケジュールについて

(2) その他

■ 第3回協議会

開催日：平成25年5月30日

案件：(1) 議員定数等に関する検討スケジュールについて

(2) 協議会報告書(案)について

(3) その他

4. 協議結果

議員定数等に関しては、流山市議会基本条例に定められている「公聴会制度や参考人制度」の活用をすること。さらに議会報告会のテーマにすることを視野に入れ所管委員会と協議を行っていくこと。議員定数等に関する調査事項について、平成26年第1回定例会までに最終結論を出していく。

以上、設置が予定されている「議員定数等に関する特別委員会」に引き継ぐこととする。

発議第 10 号

「議員定数等に関する特別委員会」の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 25 年 6 月 13 日提出

提出者

議会運営委員長 根本 守

提案理由 議員定数に関する調査研究、議員報酬等に関し必要と認める事項の調査研究をするため特別委員会を設置する。

「議員定数等に関する特別委員会」の設置について

1 本議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員10名からなる「議員定数等に関する特別委員会」を設置する。

2 本議会は、「議員定数等に関する特別委員会」に対し次の事項を付託する。

(1) 議員定数に関する調査研究

(2) 議員報酬等に関し必要と認める事項の調査研究

3 調査期間

上記特別委員会の調査期間は、2に掲げる調査が終了するまでとし、また、閉会中もなお調査を行うことができる。

議員定数等に関する特別委員会委員名簿

平成25年6月 日設置

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
3番	笠原久恵	6番	阿部治正
7番	中村彰男	9番	西川誠之
10番	森亮二	11番	松田浩三
13番	酒井睦夫	20番	松野豊
24番	乾紳一郎	27番	田中人実

発議第11号

「市民総合体育館建設に関する特別委員会」の設置について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）
第109条第6項及び第7項並びに流山市議会会議規則第14条第2項の
規定により提出します。

平成25年6月13日提出

提出者

議会運営委員長 根本 守

提案理由 市民総合体育館建設に関する事項、その他、市民総合体育館建
設に関し必要と認める事項を調査研究するため特別委員会を設置
する。

「市民総合体育館建設に関する特別委員会」の設置について

- 1 本議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員8名からなる「市民総合体育館建設に関する特別委員会」を設置する。
- 2 本議会は、「市民総合体育館建設に関する特別委員会」に対し次の事項を付託する。
 - (1) 市民総合体育館建設に関する事項
 - (2) その他、市民総合体育館建設に関し必要と認める事項
- 3 調査期間
上記特別委員会の調査期間は、2に掲げる調査が終了するまでとし、また閉会中もなお調査を行うことができる。

市民総合体育館建設に関する特別委員会委員名簿

平成25年6月 日設置

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
4番	加藤 啓子	8番	楠山 栄子
16番	中川 弘	19番	小田桐 仙
21番	坂巻 忠志	22番	松尾 澄子
23番	青野 直	26番	伊藤 實

議会広報広聴特別委員会委員名簿

平成25年6月 日現在

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1番	菅野 浩考	2番	植田 和子
3番	笠原 久恵	5番	斉藤 真理
6番	阿部 治正	11番	松田 浩三
15番	藤井 俊行	20番	松野 豊
21番	坂巻 忠志	26番	伊藤 實

つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員名簿

平成25年6月 日現在

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
7番	中村 彰男	8番	楠山 栄子
10番	森 亮二	13番	酒井 睦夫
16番	中川 弘	17番	山崎 専司
19番	小田桐 仙	27番	田中 人実

橋下徹大阪市長に、「慰安婦」は必要だったとする発言の撤回を求める決議

日本維新の会の共同代表である橋下徹大阪市長が、5月13日の大阪市役所での記者会見で、「慰安婦」制度は必要であったと発言したことに関して、国内はもとより、韓国、アメリカなど海外からも大きな怒りと批判を呼び起こしている。

橋下市長は、沖縄に駐留する米軍海兵隊司令官に風俗業を活用すべきだと発言したことも明らかにし、その後、発言は取り消し、謝罪したものの、幾重にも女性の人権と人間の尊厳を踏みにじる発言を繰り返している。

橋下市長が「慰安婦」必要論に固執し続けることは、人権を踏みにじられ、一生を台なしにされた元「慰安婦」の方たちを深く傷つけるものであり、同時に基本的人権を尊重する日本の品格をおとしめることになる。このことはアジア諸国と日本の友好を大きく損ない、将来に重大な負の影響をもたらしかねない。

よって、本市議会は橋下市長に対し、「慰安婦」は必要だったとする発言を撤回し、国民と諸外国に謝罪するよう強く要望する。

以上、決議する。

平成25年 月 日

千葉県流山市議会

放射能被ばくに対する子ども・妊婦の甲状腺等専門検査の実施などを求める意見書

平成23年3月、東京電力福島第一原子力発電所での事故により、大量の放射性物質が放出され、茨城県、千葉県北西部、埼玉県南東部でも『放射能ホットスポット』となり、放射性物質汚染対処特措法に基づく『汚染状況重点調査地域』に指定された。

6月5日に福島県が開催した「県民健康管理調査検討委員会」によれば、原発事故時に0歳から18歳だった子どもを対象に実施されている福島県による甲状腺検査で、これまでに12人が甲状腺がん、その他15人が甲状腺がんの疑いがあると診断された。

原発事故による放射性物資の放出等が疾病に起因するか否かは、専門家でも意見が分かれるが、「一般的に小児甲状腺がんの発生は100万人当たり1～3人程度」とされてきたことと比較すれば、罹患率は数十倍から百数十倍と報道されている。

小児甲状腺がんは、早期発見で治療できうる疾病であること、なによりもわが子の健康・安全を願う保護者の心痛な願いを考慮すれば、政府として、広範囲で継続した健康調査を実施し、早期発見・早期治療を徹底すべきである。これは、憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の順守であり、かつ「国民の生命、精神的及び肉体的な健康を脅かす社会的並びに医学的原因を除く」という公衆衛生の原点にそったものである。

そこで以下に示す施策実施を政府に強く求める。

記

- 1 茨城県、千葉県北西部、埼玉県南東部の子どもや妊婦に対し、甲状腺や血液、尿等の専門検査等健康管理調査を定期的に継続して実施すること。
- 2 検査結果は被ばく量、所見を含む全てのデータを受検者または保護者へ公開すること。
- 3 全会派共同提案・全会一致の議員立法により昨年6月に国会で成立した『原発事故子ども・被災者支援法』の基本方針策定については、放射性物質汚染対処特措法に基づく『汚染状況重点調査地域』を含めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2013年7月 日

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

法務大臣 様

厚生労働大臣 様

経済産業大臣 様

環境大臣 様

女性活力・子育て支援担当内閣府特命担当大臣 様

「共通番号制（マイナンバー）」法の廃止を求める意見書

5月24日の参議院本会議で可決・成立した共通番号制（マイナンバー）法は、法曹界や研究者、市民団体から繰り返し、法案に対する費用対効果や情報流出の危険性、国民のメリットなどへの疑問が出ていたにもかかわらず、明確な説明もないまま、拙速な採決を行なったことは誠に遺憾である。

国会論議の中では、①初期投資に3000億円、稼働費用に300億円を見込みながら、その費用対効果の根拠が示せない。②情報漏えいや「なりすまし」犯罪への有効な対策がないまま、施行3年後には民間にも開放しようとしており、極めて危険である。③国民にはさしたるメリットがない一方で、社会保障給付の抑制、税や保険料等の徴収強化に利用されることが明らかになった。

同じ制度を導入した米国や韓国では、情報漏えいや「なりすまし」犯罪が多発し、見直しが迫られているものである。これでは、国民の個人情報保護など二の次で、莫大な国民の税金を注ぎ込み、国民を管理・把握するための大型公共事業を実施するものとなる。

よって、本市議会は国に対し、「共通番号制（マイナンバー）」法は廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様

千葉県流山市議会

人間らしい労働を奪う規制緩和はやめるよう求める意見書

安倍晋三政権のもとで、労働・雇用分野の規制緩和が議論されている。その内容は、解雇の自由化、労働時間の規制緩和と適用除外制度の導入、有期雇用や派遣労働の規制緩和など、労働者保護の根幹を破壊するものである。

財界と政府は、「経済のグローバル化」のもとで「国際競争力の強化」が必要との理由から、「構造改革路線」を強行し、労働・雇用分野での規制緩和を進めてきた。その結果、今では非正規雇用は全体の38.7%（厚労省調査）を占め、年収200万円以下の労働者が1000万人を超える事態となっており、多くの労働者の雇用・将来不安や長時間労働、低賃金が現在の「デフレ不況」や経済の疲弊を作り出している大きな要因となっているのである。

「デフレ不況」からの脱却や経済活性化のためには、雇用への支援策強化が求められているときに、企業の思惑だけで「解雇自由の原則」を法に明記、事務・研究開発職の「残業代ゼロ法」（ホワイトカラー・エグゼンプション）の導入、有期雇用や派遣労働に対する規制をなくすなどの議論がされているのは、乱暴で不公平なものである。

国連のILO（国際労働機関）は、ディセントワーク（人間らしい労働）の実現を各国政府に求めている。しかし、それと対極にあるのが日本の雇用形態である。労働者を保護する労働基準法を拡充し、安定した雇用と賃上げによる労働者の所得アップこそ必要とされているのである。

よって、本市議会は国に対し、人間らしい労働を奪う規制緩和はやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

千葉県流山市議会